

広島県告示第五百十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
山田町三四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町村	地番	標柱番号
広島市西区	山田町	三四番一九九	標柱一号
		八二七番	標柱二号
		八二八番	標柱三号
		八三二番一	標柱四号
		八三五番	標柱五号
		八三六番	標柱六号
		八三七番	標柱七号
		三四番一五五	標柱八号
		三四番八四	標柱九号
		三四番五六	標柱一〇号